

竹田市議会業務継続計画（議会 BCP）

令和 7 年 2 月策定

竹 田 市 議 会

目 次

第 1. 意義・目的	2
第 2. 災害時の議会、議員の行動指針	3
1. 災害時における議会の役割	
2. 災害時における議員の役割	
3. 災害時における事務局の役割	
第 3. 災害時の市との関係	3
第 4. 想定する災害	4
第 5. 業務継続体制の確保及び活動の基準	4
1. 議会（本会議・委員会）開催時の対応	
2. 議会（本会議・委員会）閉会及び休会時の対応	
3. 業務継続及び災害復旧に向けた対応	
第 6. 議会の防災訓練及び環境整備	9
第 7. 計画の運用（議会BCPの見直しについて）	9
竹田市議会BCPイメージ図	10
竹田市議会災害対策会議設置要綱	11

第 1. 意義・目的

近年、自然災害の頻発化やその規模の大きさが懸念される中、地方自治体においては、災害時における迅速かつ的確な対応が求められています。竹田市も過去に大規模な災害を経験しており、その教訓を踏まえた対策が必要不可欠です。特に、2016 年の熊本地震やその後の豪雨災害など、地域住民の生活や安全に直結する事象が発生したことから、議会としても災害時の役割を明確にし、適切な行動をとるための計画を策定することが重要です。

BCP（Business Continuity Plan）計画は、災害発生時における業務の継続性を確保するための指針であり、議会が果たすべき役割や責任を明確にするものです。この計画を策定することで、議会は災害時における情報伝達や意思決定の迅速化を図り、地域住民への支援を効果的に行うことが可能となります。また、議会自身が災害対応の中心的な役割を担うことで、市民との信頼関係を強化し、地域全体の防災意識を高めることにも寄与します。

さらに、BCP 計画は単なる災害対応の枠組みだけでなく、平常時からの準備や訓練を通じて、議会メンバーや職員の防災意識を醸成し、地域全体の防災力向上につながるものです。これにより、竹田市が直面する様々なリスクに対して柔軟かつ効果的に対応できる体制を整えることができます。

以上のように、竹田市議会 BCP 計画の策定は、過去の教訓を生かしつつ、未来の安全・安心な地域社会を築くための重要なステップであると考えます。これからも地域住民と共に歩みながら、持続可能な防災体制を構築していく所存です。

第2．災害時の議会、議員の行動指針

1．災害時における議会の役割

議会は、大規模災害発生時においてもその機能を維持するため、竹田市議会災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）に基づく、竹田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、竹田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、早急かつ円滑に災害対策活動を実施するとともに、必要に応じて有効な議決ができる会議を開催できる体制を整えなければならない。

2．災害時における議員の役割

議員は、議会の機能維持のための構成員としての役割を念頭に置きながら、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、災害対策会議の指揮の下、情報の収集及び伝達に努めなければならない。

3．災害時における事務局の役割

議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の業務に従事する。また、市対策本部と連携し、情報共有を図るとともに、議員への情報伝達を行う。

第3．災害時の市との関係

大規模災害発生時において、実質的に災害対策を実施するのは市対策本部を中心とした市の関係課であるため、災害対策会議は、議員が収集した地域の災害情報を的確に把握し、集約したものを市対策本部へ伝達すると同時に、市対策本部が集約した全体的な情報を的確に受け取り、災害対策会議で協議することで必要に応じてその結果を報告していくことが重要であり、市対策本部と災害対策会議は組織的な連絡・連携体制を確立する。

第４．想定する災害

災害の種別	設置の基準
１．風 水 害	○大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、又は河川の氾濫等により、甚大な災害が発生した場合
２．地 震	○震度５強以上の地震が発生した場合
３．火山噴火	○火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合
４．事 故	○市内に大規模な火災、爆発その他甚大な事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合
５．そ の 他	○新型インフルエンザ等の感染症、国内外からの武力攻撃、家畜伝染病等により、甚大な災害が発生した場合 ○その他議長が必要と認めるとき

第５．業務継続体制の確保及び活動の基準

１．議会（本会議・委員会）開催時の対応

（１）議会の対応

① 会議の休憩・散会

議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。

② 災害対策会議の設置

議長は、災害対応の事務を統括し、必要に応じて災害対策会議を設置する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときはその職務を代理する。

議長、副議長ともに事故等あるときは、要綱に従い、代理者により災害対策会議を設置する。

③ 災害対策会議の活動

災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従って活動し、市対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。また、議員が入手した災害情報を市対策本部へ提供するとともに、必要に応じて要望・提言を行う。

（２）議員の対応

① 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

② 待機及び退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。

退庁する場合は２次災害に十分留意するとともに、災害対策会議との通信連絡手段を確認する。

③ 災害対策会議への参加

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、会議に参加する。

④ 地域情報の把握・提供

地域の被災状況の情報は、必要に応じて災害対策会議に提供することとし、市対策本部への直接の連絡は行わない。なお、救急・救命に係る情報など緊急性の高いものは、119番通報（おおいた消防指令センター）を行う。

⑤ 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

（３）議会事務局の対応

① 議員、傍聴者の安全確保

議員、傍聴者及び来庁者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び事務局職員の安否確認を行う。

② 被災状況の確認

市役所本庁舎（３階・議会関連施設）の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

③ 災害対策会議の運営補助

災害対策会議の業務に従事するとともに、市対策本部から情報を収集する。

2. 議会（本会議・委員会）閉会及び休会時の対応

（1）議会の対応

① 災害対策会議の設置

議長は、災害対応の事務を統括し、必要に応じて災害対策会議を設置する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときはその職務を代理する。

議長、副議長ともに事故等あるときは、要綱に従い、代理者により災害対策会議を設置する。

② 災害対策会議の活動

災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従って活動し、市対策本部から入手した災害情報を議員に伝達する。また、議員が入手した災害情報を市対策本部へ提供するとともに、必要に応じて要望・提言を行う。

（2）議員の対応

① 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

② 災害対策会議への参加

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、会議に参加する。

③ 地域情報の把握・提供

地域の被災状況の情報は、必要に応じて災害対策会議に提供することとし、市対策本部への直接の連絡は行わない。なお、救急・救命に係る情報など緊急性の高いものは、119番通報（おおいた消防指令センター）を行う。

④ 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

(3) 議会事務局の対応（勤務時間中）

① 議員、来庁者の安全確保

来庁中の議員や来庁者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び事務局職員の安否確認を行う。

② 被災状況の確認

市役所本庁舎（3階・議会関連施設）の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

③ 災害対策会議の運営補助

災害対策会議の業務に従事するとともに、市対策本部から情報を収集する。

(4) 議会事務局の対応（平日夜間、土日祝日）

① 議会事務局への参集

議会事務局職員は、災害対策連絡網により情報伝達を行い、自らの安全を確保するとともに、議会事務局へ参集する。

② 議員の安全確認

議会事務局に参集した職員は参集後速やかに議員及び事務局職員の安否確認を行う。

③ 被災状況の確認

市役所本庁舎（3階・議会関連施設）の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

④ 災害対策会議の運営補助

災害対策会議の業務に従事するとともに、市対策本部から情報を収集する。

3. 業務継続及び災害復旧に向けた対応

(1) 市対策本部との連携及び再開に向けた協議

市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市対策本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

市対策本部の説明を受け、今後の議会運営について、議会運営委員会と連携し、災害対策会議にて協議を行う。

(2) 議会運営に向けた対応

① 本会議、委員会の再開（議会開催時）

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

② 本会議、委員会の準備（議会閉会時）

次の定例会または臨時会において、迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議するための準備を行う。

(3) 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

第 6．議会の防災訓練及び環境整備

1．防災訓練

市BCP及び議会BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を全庁的に実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

2．備蓄品の確保

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、最低限 72 時間（3 日間）分の水、食料、毛布、衛生用品等の備蓄品を計画的に備える必要がある。

第 7．計画の運用（議会BCPの見直しについて）

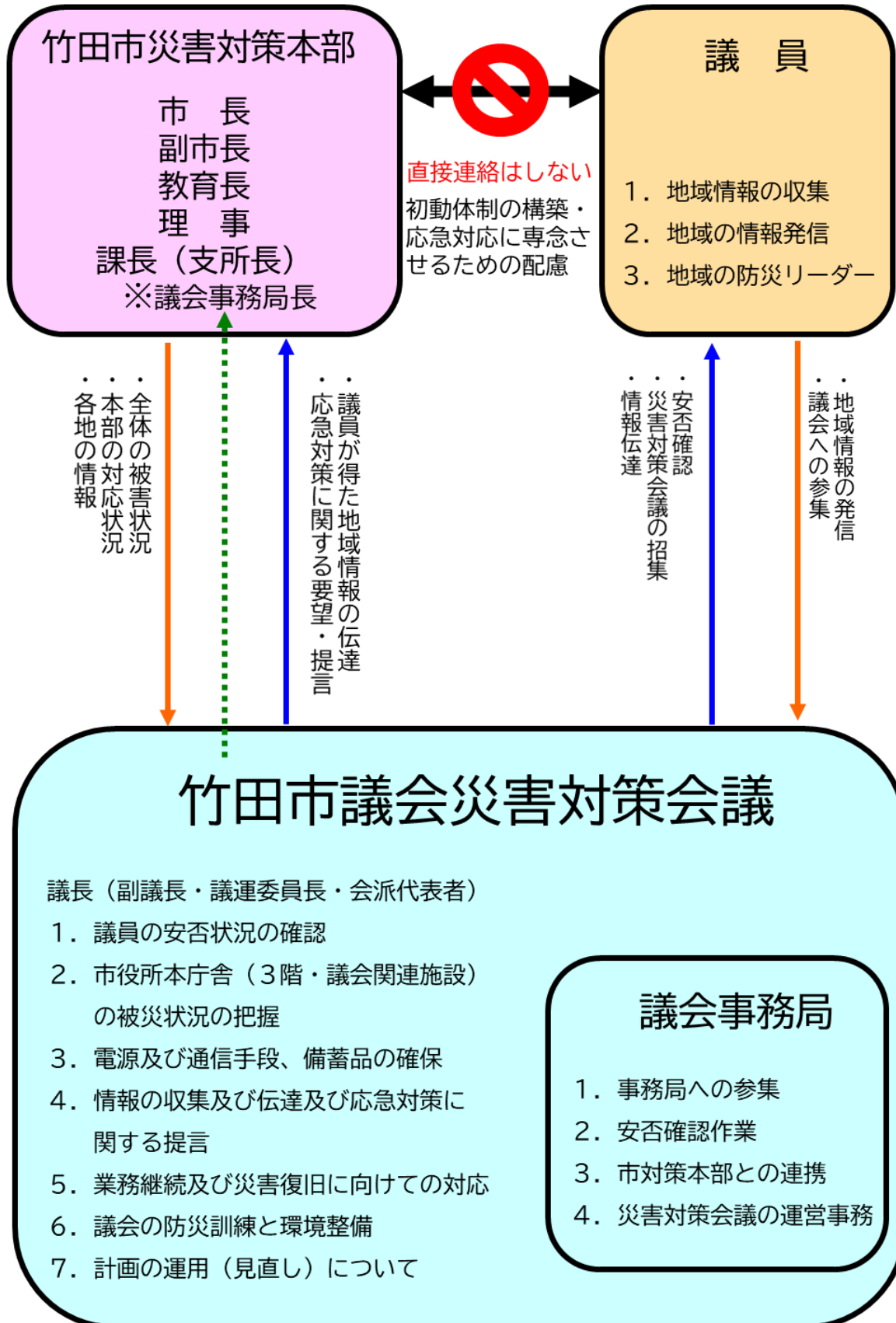
1．議会BCPの見直しについて

防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについて、適切に反映させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

2．議会BCPの見直し体制について

議会BCPの見直しは、議会運営委員会で行うものとする。

竹田市議会BCPイメージ図



竹田市議会災害対策会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、竹田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、又は河川の氾濫等により、甚大な災害が発生したとき。
 - (2) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
 - (3) 火山の噴火により災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
 - (4) 市内に大規模な火災、爆発その他の甚大な事故災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
 - (5) 新型インフルエンザ等の感染症、国内外からの武力攻撃、家畜伝染病等により、甚大な災害が発生した場合及びその他議長が必要と認めるとき。
- 2 議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。
- 3 議長は、災害対策会議を設置したときは、市長に通知する。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長及び会派の代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故等あるときは、議会運営委員長、ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認等を行うこと。
- (2) 災害に関する情報を収集し、竹田市災害対策本部（以下「市対策本部」という）と連携し、情報の共有を図ること。

- (3) 応急対策、復旧等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行うこと。
- (4) 議会機能の維持に関すること。
- (5) その他議長が必要と認める事項。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自身の安否及び災害対策会議との通信手段を確認すること。
- (2) 災害対策会議から情報提供を受け行動を行うこと。
- (3) 各地域において、自主防災組織などが行う災害時の地域活動の協力・支援を行い、必要に応じて災害対策会議へ報告すること。

(事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自身の安否及び市役所本庁舎（3階・議会関連施設）の被災状況を確認すること。
- (2) 事務局長は、市災害対策本部会議等において得た情報を災害対策会議へ提供すること。
- (3) 事務局職員は、議長の命を受け、災害対策会議の庶務に従事すること。

(市対策本部への要請等)

第7条 市対策本部への要請及び提言等については、災害対策会議を通じて行うものとする。

(災害対策会議の廃止)

第8条 議長は、市対策本部が廃止されたとき又は災害の応急対策が概ね完了したと判断したときは、災害対策会議を廃止する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。